M　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため昭和 58 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

N_n　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の一部を補助する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

O_{14} ＝ 0.0212

O_{15} ＝ 0.0239

O_{16} ＝ 0.0243

O_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.02331

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01800

O_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171

O_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

O_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02250

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475

O_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02160

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

O_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02115

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

P　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 10 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

Q　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補

P　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため昭和 58 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

Q_n　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の一部を補助する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

R_{14} ＝ 0.0212

R_{15} ＝ 0.0239

R_{16} ＝ 0.0243

R_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0225

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

R_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171

R_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

R_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02250

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475

R_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02160

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

R_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02115

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

S　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 10 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

T　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補